

学校施設利用実施要綱

令和8年3月19日
八王子市立由井第一小学校

I 目的

- 1 各学年学級の活動を通して、学校と保護者が相互に理解を深め、よりよい関係を作ることに資する。
- 2 社会教育の振興発展・地域における文化・スポーツの振興普及と、市民の体力作りなどに資する。

II 利用の形態

- 1 運動場を利用に供する日は、学校休業日のうち、校長の定める日とする。
- 2 体育館を利用に供する日は、学校休業日、平日の夜間のうち校長の定める日とする。
- 3 運動場および体育館を利用に供する時間は、次の通りとする。

| | | |
|------|----------------|---------------------|
| ○運動場 | ・土曜日、日祭日、長期休業日 | <u>午前9時～午後5時</u> |
| ○体育館 | ・平日 | <u>午後5時～午後9時</u> |
| | ・土曜日、日祭日、長期休業日 | <u>午前8時30分～午後9時</u> |

※施設開放は、学校管理員の勤務時間内を原則とする。

- ・平日勤務 午後5時～午後10時
- ・休日勤務 午前8時30分～午後9時45分

III 利用できる順位と条件

1 順位

- ① 由井第一小学校の教育活動
- ② 学校運営協議会、PTA、おやじの学校の活動
- ③ 北野地区の地域の学童保育所、保育園、幼稚園の運動会行事
- ④ 由井第一小学校学区の各町内会、自治会等の活動

2 条件

- ①由井第一小学校の児童の教育に関する事業を行うことを目的とする団体であること。
- ②小学校長が承認した事業や会であること。
- ③学校長が学校施設利用目的に反しないと判断して許可したものであること。
- ④学校施設を利用することができる団体は、八王子市内に在住または在勤するものが半数以上を占め、かつ、責任者として成人が含まれた団体であること。
- ⑤ 学校施設の利用を希望する場合は、学校施設利用願いを提出して許可を得る。
- ⑥ 定期的な利用を希望する場合は、学校施設使用団体として登録申請を行い、かつ、学校施設利用願いを校長に提出して許可を得る。

3 利用の取り消し及び使用中止

学校施設の利用が次の項に該当するときは、許可しない。また、該当した場合は、利用取り消し及び中止となる。

- ①営利を図る目的で利用するおそれがある場合。
- ②政治的宗教的活動に利用するおそれがある場合。
- ③公の秩序、善良な風俗を乱すおそれがある場合。
- ④学校管理運営上支障があると認めた場合。
- ⑤学校教育上利用することになった場合。
- ⑥利用の目的に反した場合。
- ⑦その他、学校長が不相当と認めた場合。

III 注意

- 1 施設内での飲食は原則として厳禁する。ただし、全日にわたる場合で昼食等をとらなければならない場合、または水分等の補給をしなければならない場合は、その限りではない。(水筒等の忘れ物のないように責任をもって確認する。)
- 2 利用者は、平常行われる学校教育に支障のないように、使用後ただちにこれを現状に復す。また、体育館等の窓閉め、施錠、電気の消し忘れがないようにする。
- 3 学校施設、設備の利用に伴って発生した事故については、利用者の自損事故とし、利用者の責任とする。
- 4 利用者は、学校の施設・設備・備品などを毀損・破損または亡失したときは、その損害を使用責任者とともに弁償する。

IV 定期的に使用する団体について

- 1 毎年4月に施設開放連絡会を定例として行い、学校及び使用団体の連絡調整をする。
※午後5時より、会議室で行う。
- 2 定期的に使用する団体は、施設使用に関わる事務を分担する。
 - ① 施設利用願いの取りまとめ (学校へまとめて提出)
 - ② 各月の校庭・体育館使用一覧表の作成 (学校へ提出)
 - ③ 学校施設団体登録書のとりまとめ (学校へ提出)
 - ④ 学校施設使用団体一覧表の作成 (学校へ提出)

V 付記

- 1 特別教室の利用は、原則として許可しない。ただし、由井第一小学校の教諭の責任のもとに本校児童・保護者・保護者会等が利用する場合はこの限りではない。
- 2 試合などで利用者以外の団体などの使用があるときは、新たに学校施設利用願いを学校長に提出して許可を得るようにする。
- 3 校庭使用団体は校庭の整備等、体育館使用団体は体育館の清掃等の協力をお願いします。